

令和5年度 2・3号認定における利用者負担額

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	乳児		1・2歳児	
		子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円			
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から翌年の3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額が右欄の区分に該当する世帯	0円 【0円】	0円 【0円】	0円 【0円】	0円 【0円】
第3階層		13,000円 【6,000円】	12,800円 【5,900円】	13,000円 【6,000円】	12,800円 【5,900円】
第4階層		15,000円 【7,000円】	14,800円 【6,900円】	15,000円 【7,000円】	14,800円 【6,900円】
第5階層		17,000円 【8,000円】	16,800円 【7,900円】	17,000円 【8,000円】	16,800円 【7,900円】
第6階層		19,000円 【9,000円】	18,700円 【8,800円】	19,000円 【9,000円】	18,700円 【8,800円】
第7階層		20,500円 【9,000円】	20,200円 【9,000円】	20,500円 【9,000円】	20,200円 【9,000円】
第8階層		24,500円	24,200円	24,500円	24,200円
第9階層		30,000円	29,600円	30,000円	29,600円
第10階層		35,000円	34,500円	35,000円	34,500円
第11階層		40,000円	39,400円	40,000円	39,400円
第12階層		48,000円	47,200円	48,000円	47,200円
第13階層		56,000円	55,000円	56,000円	55,000円
第14階層		65,000円	63,000円	65,000円	63,000円

- 【 】書きは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）の額。ただし、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、第2子以降の子どもについては0円とする。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- 満18歳未満の子ども（ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間を含む。以下同じ。）を現に3人以上扶養している世帯で、その世帯の満18歳未満の子どものうち、教育・保育給付認定を受けた子どもが3人目以降に該当する場合（市町村民税所得割課税額が97,000円以上に属する世帯の子どもを除く。）は、「鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付要綱」により定められた補助対象経費を除いた金額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。